

新しい福岡市無電柱化推進計画の原案について

1 報告の趣旨

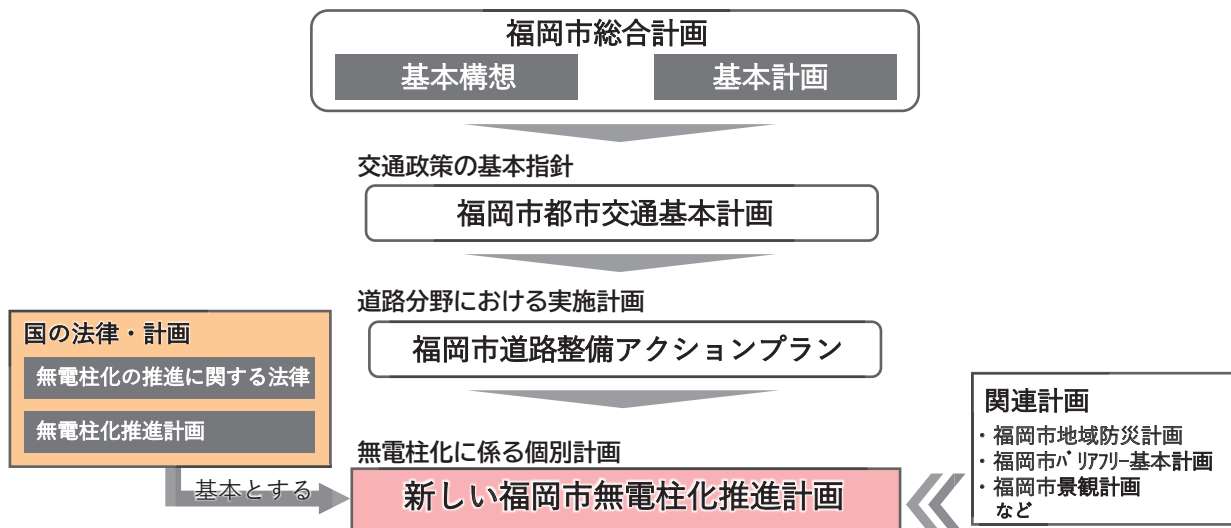
無電柱化の推進に関する施策を定めた「福岡市無電柱化推進計画(R3～R7)」(以下、現計画という)が、計画期間の満了を迎えたことから、「新しい福岡市無電柱化推進計画」(以下、本計画という)を策定するものであり、今回、本計画の原案について報告するもの。

	令和7年度	令和8年度
【福岡市】 本計画 検討	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">検討</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">最終案作成</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px;">策定</div> </div>	
福岡市 無電柱化協議会		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">第1回 ●</div> <div style="text-align: center;">第2回 ●</div> </div>
生活環境委員会 報告	<div style="text-align: center;">9月議会 ● 着手</div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">3月議会 ● 骨子案</div> <div style="text-align: center;">6月議会 ● 原案</div> <div style="text-align: center;">● 最終案</div> </div>
《参考》 【国】推進計画	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 計画の検討 (無電柱化推進のあり方検討委員会) ●12月 骨子案 </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">●4月 素案</div> <div style="text-align: center;">●6月 策定</div> </div>

2 原案について

(1) 計画の位置付け

本計画は、「無電柱化の推進に関する法律」により策定を推奨される計画であり、福岡市道路整備アクションプランの個別計画として、関連計画である福岡市地域防災計画等と整合を図り、福岡市における無電柱化の推進に関する施策を定めるもの。



(2) 計画期間

令和8年度から5年間（令和8年度～令和12年度）

(3) 無電柱化の推進に関する基本的な方針

国の次期無電柱化推進計画や福岡市地域防災計画、道路整備アクションプラン2028、無電柱化を取り巻く状況、市民意見などを踏まえ、以下のとおり、「無電柱化推進の基本方針」を整理したものの。



柱1：防災

切迫する大地震の発生リスクと、過去の災害における電柱倒壊による道路閉塞の実態を踏まえ、大規模災害時における人命救助・消防活動・物資輸送など広域的な応急対策を支える緊急輸送道路等の機能を確保するとともに、防災拠点が速やかに機能を発揮できる環境を整えるため、以下の無電柱化を重点的に進める。

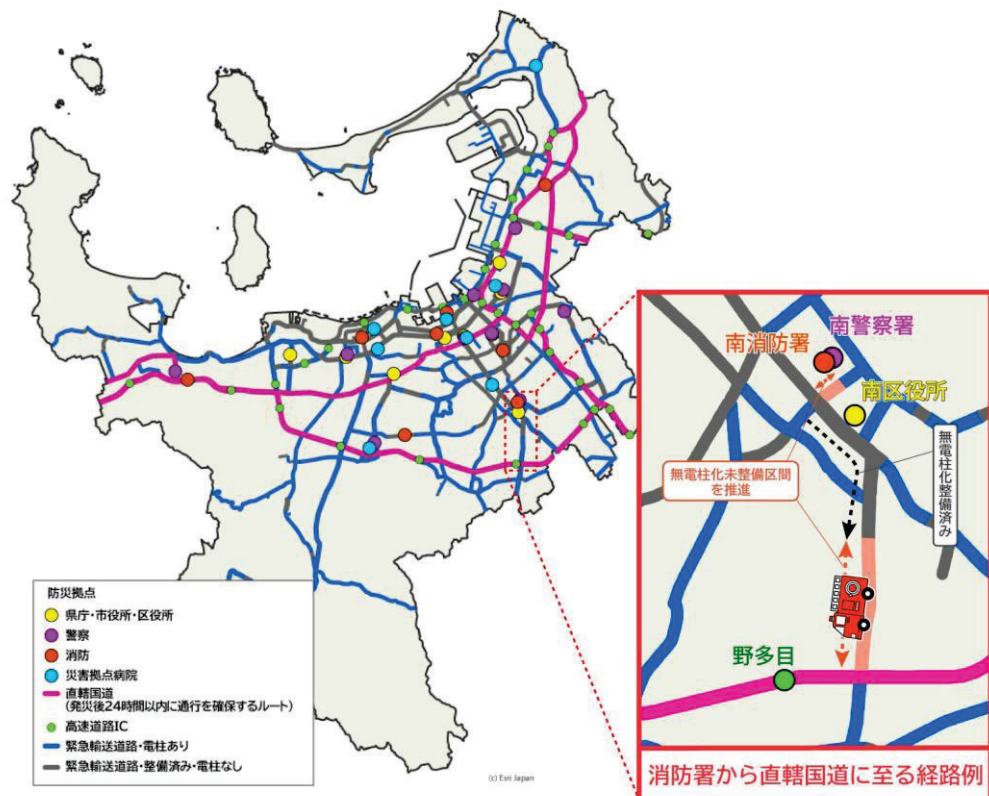
『災害に強い道路ネットワークの構築』

● 地域防災計画の緊急輸送道路・幹線道路

災害の被害拡大防止を図るため、福岡市地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路及び幹線道路等において、道路の新設や、拡幅などの改築に合わせて無電柱化を推進する。

● 防災拠点から最寄りの直轄国道(第1次啓開ルート)まで **新規**

大規模災害時に、各防災拠点が速やかに指令・救助・医療などの機能を発揮できる環境を整えるため、防災拠点（県庁・市役所・警察・消防・災害拠点病院など）から緊急輸送道路※1を經由して、発災後24時間以内に道路啓開※2が図られる第1次啓開ルートに位置づけられている直轄国道※3に至る経路において、無電柱化を推進する。



※1 緊急輸送道路：大規模地震の発生直後より、被災地の応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の輸送、その他応急措置を実施するために必要な道路。

※2 道路啓開：大規模災害発生時に緊急通行車両が移動できるルートを切り啓く作業。

福岡県道路啓開計画では、第1次啓開ルート（発災後24時間以内）・第2次啓開ルート（48時間以内）・第3次啓開ルート（72時間以内）に分類し、それぞれの時間内での通行確保を図ることとしている。

※3 直轄国道：国土交通大臣が直接管理する一般国道。福岡市内では国道3号・201号・202号が該当。

柱2：安全・円滑な交通確保

高齢化の進展に加え、歩道上の電柱が児童の安全な通行を妨げるおそれもあることを踏まえ、すべての人が安全・円滑に移動できる歩行空間を確保するため、以下のとおり無電柱化を進める。

『すべての人が安心して移動できる歩行空間の確保』

● バリアフリー基本計画の生活関連経路

高齢者や体の不自由な人などが、安全で円滑に移動できる歩行空間を確保するため、日常生活または社会生活において利用される公共施設・医療機関・商業施設・駅などを結ぶ歩行ネットワークである「生活関連経路」（福岡市バリアフリー基本計画）で、防災に位置付けられた路線において、無電柱化を推進する。

● 小学校の通学路 **新規**

児童が安心して歩ける歩行空間を確保するため、防災に位置付けられた路線のうち小学校の通学路である路線において、無電柱化を推進する。

また、歩道がない、または歩道が狭い小学校通学路において、「福岡市通学路交通安全対策プログラム」※4に基づき、学校、保護者、地域等と連携・協力し、交通安全上、危険な電柱の道路区域外への移設・撤去に取り組む。



資料：国土交通省（場所：京都府久御山町珠城地区）

※4 福岡市通学路交通安全対策プログラム：学校や地域による通学路の安全点検の結果に基づき、教育委員会・学校・警察・道路管理者が年1回の合同点検を実施して必要な対策を講じ、PDCAサイクルにより効果の検証及び改善を継続的に行い、通学路の安全性を高めていく取組み。

柱3：景観形成・観光振興

福岡市景観計画において歴史的な街並みや豊かな自然景観を活かした景観形成の施策として無電柱化が位置づけられていることを踏まえ、電柱・電線のない質の高い景観の形成と観光振興を図るため、以下のとおり無電柱化を進める。

『歴史的街並みや自然環境等を活かした道路空間整備との連携』

● 歴史的な建造物や街並みが残る博多旧市街

魅力的な景観形成と観光振興を図るため、歴史的建造物や街並みが残る博多旧市街等において、道路空間の整備とあわせた無電柱化を推進する。

整備事例(承天寺通り)



● 自然景観を活かした観光ルート

魅力的な景観形成と観光振興を図るため、海浜部など自然景観を活かした観光ルートにおいて、道路空間の整備とあわせた無電柱化を推進する。

整備事例(西浦)



整備事例(海の中道)



柱4：まちづくりとの連携

都心部での機能更新や新たな拠点形成が進んでいること、また民間開発・土地地区画整理事業の機会を踏まえ、魅力的な都市景観の形成を図るため、以下のとおり無電柱化を進める。

『都心部や各拠点等でのまちづくりとの連携』

● 都心部や九大箱崎キャンパス跡地等の魅力・活力創造拠点

魅力的な都市景観の形成を図るため、都市活力を牽引する『都心部』や、九州大学箱崎キャンパス跡地などの都市の成長を推進する『魅力・活力創造拠点』において、まちづくりと連携した無電柱化を推進する。

● 民間開発・土地地区画整理事業エリア

市街地開発事業等と連携した効率的な無電柱化を図るため、市街地開発事業や都市計画法第29条の開発許可を受けて行う開発行為により新たに設置される道路において、無電柱化を推進する。



【香椎駅北線】

(4) 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

無電柱化の着実な推進を図るため、基本的な方針の下、以下の様々な具体施策を総合的かつ計画的に講じる。

『低コスト・事業スピードアップ手法の活用』

● 工事ヤード常設化や既存ストック活用など作業効率を高める施工方法の採用

コスト縮減・事業のスピードアップを図るため、道路交通に影響の少ない区間においては「工事ヤードの常設化」を実施する。

また、電線管理者が所有する既設管路などの既存ストックが活用できる箇所においては積極的に活用する。

● 迂回配線などの非地中化構造の採用

効率的に無電柱化を推進するため、地域や現場の実情を踏まえ、迂回配線の部分的な適用を含む多様な整備手法を活用する。

● ファスト地中化

事業のスピードアップを図るため、官民境界付近に水路・高低差などの地形的制約があり、電力・通信などの民地への引き込み線の地中化が高コストや工期の長期化につながる箇所においては、民地への引き込みを架空方式とする「ファスト地中化」を適用する。

● 地中レーダー探査

工事着手後に埋設物の位置が想定と異なることで生じる設計・工事の手戻りを防ぐため、設計段階において、地中レーダー探査を実施する。

● 占用料の減免

無電柱化をさらに推進するため、国は地下電線類の占用料を減額するとともに、地方公共団体に対しても地中化によって占用料が増えることがないよう減額措置を求めている。本市では、この方針に基づき、令和6年度から実施している占用料の減免を引き続き実施していく。

『道路空間の制約への対応』

● 地上機器の配置の工夫

地上機器の設置場所を確保するため、歩道がない・狭い場合や、景観上の観点から道路上への設置が望ましくない箇所については、管理者の同意を得たうえで、学校や公共施設等の公有地・民地の活用等を進める。

● 通学路上の危険な電柱の道路区域外への移設 **新規**

児童が安心して歩ける歩行空間を確保するため、歩道がない、または歩道が狭い小学校通学路において、「福岡市通学路交通安全対策プログラム」に基づき、学校、保護者、地域等と連携・協力し、交通安全上危険な電柱の道路区域外への移設・撤去に取り組む。

● 省スペース型材料の採用 **新規**

無電柱化を推進するため、道路空間に余裕がない箇所においては、鉄筋コンクリート製に比べてコンパクトなレジンコンクリート製の特殊部など新材料・新技術を採用する。

『電柱の抑制』

● 緊急輸送道路における占用制限

防災の観点から、福岡市が管理するすべての緊急輸送道路において、道路法第37条に基づく新設電柱の占用制限措置を実施する。

● 地中化路線における占用制限 **新規**

電線共同溝事業を実施した区間については、電線共同溝整備特別措置法第9条に基づく占用制限措置を実施する。

また、単独地中化により電線管理者が地中化を行った区間については、道路法第37条に基づく新設電柱の占用制限措置を実施する。

● 通学路における占用制限 **新規**

福岡市通学路交通安全対策プログラムにおいて、道路占用許可基準に基づき電柱の移設が実施された通学路には新設電柱を認めないこととする。

● 無電柱化事業中区間における既設電柱の占用制限 **新規**

激甚化・頻発化する災害に備え、管路整備とあわせて着実に電柱を撤去し、道路閉塞のリスクを取り除くため、事業中区間においては、原則として既設電柱の占用制限措置を実施する。

その際、地域住民が受けているサービス利用の継続性にも配慮する。

● 道路事業等とあわせた無電柱化の実施

無電柱化法第12条に基づき、道路事業や市街地開発事業等の実施に際し、技術上困難と認められる場所以外は、道路における新たな電柱設置が禁止されており、事業と一体的に無電柱化整備を行う際に同時整備を積極的に活用し、効率的な無電柱化を推進する。

『関係者間の連携の強化』

● 福岡市無電柱化推進PTによるコスト縮減・工期短縮の検討

無電柱化に係る様々な課題の解決に向けた検討を行うため、令和2年11月に発足した、福岡市と電気・通信事業者で構成される「福岡市無電柱化推進プロジェクトチーム」において、関係者が連携・協力しながらコスト縮減や工期短縮に関する検討を進める。

● 設計・施工段階における工事関係者との連携

福岡市の管理する道路において、無電柱化の工事が実施される際は、道路工事調整会議など関係者が集まる既存の会議を活用し、設計段階から工程等の調整に努める。

● 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、他の事業と連携して取り組むよう努める。特に、開発事業については、土地利用計画の進捗に応じて複数の関係者との調整が生じることから、事業の動向を把握しながら関係部局・事業者と早期から連携を図る。

(5) 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

『広報・啓発活動』

●SNS動画・リーフレットの作成

無電柱化の重要性について市民の理解・関心を深め、協力が得られるよう、電線管理者とも連携しながら、SNS向け動画およびリーフレットの制作・配布など、広報・啓発活動を積極的に行う。

●地上機器の高付加価値化

地域の賑わい創出を図るために、地上機器を活用したアート作品等の掲示に引き続き取り組むとともに、情報発信への活用を検討する。

【参考】現計画

方針1：防災

1. 緊急輸送道路の無電柱化

- ◆ 災害時における人命救助、消防、物資輸送などの応急活動に不可欠な緊急輸送を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路で、約19.1kmの無電柱化工事に着手
- ◆ 市街地（DID地区）の緊急輸送道路の無電柱化着手率を34%（R2末）から41%（R7末）に向上

方針2：安全・円滑な交通確保

2. 生活関連経路の無電柱化

- ◆ 緊急輸送道路でかつ福岡市バリアフリー基本計画で定める生活関連経路で、約2.8kmの無電柱化工事に着手

方針3：景観形成・観光振興

3. 良好な景観形成・観光振興のための無電柱化

- ◆ 景観形成・観光振興に資する道路で、約1.8kmの無電柱化工事に着手
- ◆ Fukuoka East & West Coastプロジェクトとして、志賀島地区、北崎地区の2路線（志賀島和白線、福岡志摩前原線）で整備を完了

方針4：まちづくり等に合わせた無電柱化

4. 開発事業やまちづくりと連携した無電柱化

- ◆ 区画整理や再開発事業と合わせて、約9.2kmの無電柱化工事に着手
- ◆ 九州大学箱崎キャンパス跡地の周辺道路で整備を推進（300m/2,040m完了）

無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずる施策

5. 緊急輸送道路における電柱の減少

- ◆ 緊急輸送道路などにおいて、道路法第37条に基づく新設電柱の占用制限を実施

6. 新設電柱の抑制

- ◆ 開発等においては、無電柱化法第12条を踏まえ、事業認可や開発許可の際の事前協議等を通じて、道路上に電柱を新設させない指導を徹底

7. コスト縮減の推進

- ◆ 浅層埋設方式を標準適用とし、コスト縮減を推進
- ◆ 電線管理者の管路や特殊部など既存ストックを活用し、新設費用を抑制（志賀島和白線）

8. 事業のスピードアップ

- ◆ 工事現場に常設の作業スペースを設けることで、毎日の掘削・埋め戻し作業を省略する「工事ヤードの常設化」の導入に向けた試験施工を実施（福岡空港線）

9. 関係者間の連携強化

- ◆ 市と電線管理者で構成する「福岡市無電柱化推進プロジェクトチーム」において、コスト縮減や工期短縮といった課題解決に向けた取り組みを実施
- ◆ 地上機器の新たな活用として、大博通りにおける世界水泳の広報や、須崎公園南交差点付近における福岡市民ホール周辺の案内マップ、筑紫口中央通りにおける地域の賑わい創出を目的としたアート作品の掲示などを実施

【参考】現計画における成果指標と進捗状況

指標1：無電柱化工事の着手延長（方針別）

成果指標	R2末策定時	R7末目標	R7末実績
「防災」を目的とした無電柱化着手延長 緊急輸送道路及び幹線道路等における工事着手延長	—	34.4km	19.1km
「安全・円滑な交通確保」を目的とした無電柱化着手延長 バリアフリー基本計画における生活関連経路等の工事着手延長	—	2.8km	2.8km
「景観形成・観光振興」を目的とした無電柱化着手延長 街並みや自然環境などとの調和を図る道路における工事着手延長	—	2.5km	1.8km
まちづくり等に合わせた無電柱化着手延長 区画整理や開発行為等に合わせた工事着手延長	—	13.8km	9.2km

指標2：無電柱化工事の着手率（防災分野）

成果指標	R2末策定時	R7末目標	R7末実績
市街地(DID地区)の緊急輸送道路の無電柱化着手率 工事着手した路線延長÷市街地(DID地区)の緊急輸送道路の総延長	34%	45%	41%